

川崎市立図書館広告掲載要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、川崎市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び川崎市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、川崎市立図書館（以下「図書館」という。）が川崎市立図書館条例（昭和 25 年川崎市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 9 条に規定する図書館資料の貸出し時に利用者に配布するレシートの表面（以下「図書館レシート」という。）及び図書館が所蔵する最新刊の雑誌に付する外付け型の閲覧用カバー（以下「雑誌カバー」という。）に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載範囲）

第 2 条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱及び基準の規定を準用するものとする。

2 川崎市立図書館資料管理要綱第 5 条に定める、図書館では収集しない出版物等の広告は掲載できないものとする。

3 雑誌カバー広告を掲載することができる雑誌の種類は、教育長が別に定める。

4 広告を掲載した雑誌カバーを付した雑誌は、新刊雑誌の書架に配架するものとし、位置については教育長が別に定める。

（広告の規格）

第 3 条 図書館レシート広告は、次に掲げる規格によるものとする。

（１）寸法 縦 4.1 センチメートル、横 7.2 センチメートル以内（縦 328 ピクセル、横 576 ピクセル）

（２）表示位置 図書館レシート最下部

(3) 表示色 黒 1 色

(4) 画像形式 J P E G

(5) 容量 4 M B 以内

2 雑誌カバーの表表紙の広告は、次に掲げる規格によるものとする。

(1) 寸法 縦 4 センチメートル、横 1 3 センチメートル以内

(2) 表示位置 原則として雑誌カバーの底辺より 6 センチメートル以上上部の中央部分であり、かつ、雑誌のタイトル等と重ならない位置

3 雑誌カバーの裏表紙の面に掲載する広告は、片面印刷とし、雑誌の裏表紙の大きさを超えないものとする。

(掲載期間)

第 4 条 広告を掲載する期間は、1 か月単位とする。

2 広告の掲載を希望する者及び広告取扱業者（以下「広告掲載希望者等」という。）が複数月の掲載を希望するときは、当該年度の 3 月末日までの間でこれを認めることができる。

3 広告掲載期間内の閉館日は、図書館レシートの発行を行わない。この場合、掲載期間の延長は行わないものとする。

4 前項に規定する事由以外の事由により教育長の都合で図書館レシートの発行を中止したときは、掲載期間を中止した日数分延長する。ただし、中止日数が 1 日未満の場合は掲載期間の延長は行わない。

5 前項本文の規定にかかわらず、天災、事変、その他非常事態の発生により、図書館業務を一時停止した場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

(広告掲載の募集)

第 5 条 広告掲載の募集は、市ホームページや図書館ホームページ等

の広報媒体を活用し行うものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第6条 広告掲載希望者等は、図書館レシートに広告掲載を希望するときは、川崎市立図書館レシート広告掲載申込書（第1号様式-1）及び広告の原案を、雑誌カバーに広告載を希望するときは、川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載申込書（第1号様式-2）及び広告の原案を教育長に、郵送、メール又は図書館ホームページに掲載するフォームのいずれかの方法で提出することにより申込みものとする。

- 2 前項の規定による広告掲載の申込みは、教育長が指定する期日までに申し込むものとする。

- 3 教育長は、広告掲載希望者等に対して、当該申込みについて確認するため必要があると認める書類等の提出を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第7条 教育長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を川崎市立図書館レシート広告掲載承認通知書（第2号様式-1）又は川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載承認通知書（第2号様式-2）、若しくは川崎市立図書館レシート広告掲載不承認通知書（第3号様式-1）又は川崎市立図書館レシート広告掲載不承認通知書（第3号様式-2）により広告掲載希望者等に通知するものとする。

- 2 教育長は、広告内容及びデザインに関して疑義がある場合、関係局等に意見を求めるものとする。

- 3 教育長は、図書館レシート広告の広告掲載希望者等が広告の募集

枠数を超えたとき、又は雑誌カバー広告の広告掲載希望者等が広告の掲載を希望する雑誌が重複したときは、広告料の合計金額の多いものを選定する。

4 教育長は、前項の規定によっても広告掲載を承認する者を選定することができない場合にあっては、次の順位によって決定する。

(1) 第1順位 出資法人、指定管理者制度導入施設、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所を有するもの

(3) 第3順位 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 その他私企業又は自営業等

5 前項の規定によっても、広告掲載を承認する者を決定することができない場合にあっては抽選により決定する。

(広告掲載に当たっての承諾)

第8条 前条第1項の規定により広告掲載の承認を受けた広告掲載希望者等は、川崎市立図書館レシート広告掲載承諾書(第4号様式-1)又は川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載承諾書(第4号様式-2)を教育長に提出することをもって、広告主となる。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告の原稿を第2条及び第3条の規定に基づき作成し、教育長が指定する期日までに、指定する場所に提出しなければならない。

2 広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の内容等の変更)

第 10 条 教育長は、広告の内容、デザイン等がこの要領に抵触していると判断したとき、又は各種法令に抵触し、若しくはそのおそれがあると認められるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（自己都合による広告の内容等の変更）

第 11 条 広告主は、掲載中の広告の内容又はデザインを月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、第 2 条及び第 3 条の規定に基づき広告原稿を作成し、変更を希望する月の前月の 20 日までに川崎市立図書館レシート広告掲載（一時的停止・中止）・掲載内容等変更届出書（第 5 号様式-1）又は川崎市立図書館レシート広告掲載（一時的停止・中止）・掲載内容等変更届出書（第 5 号様式-2）とともに教育長に届け出るものとする。ただし、広告内容の変更は契約期間内に 1 回までとする。

（広告の掲載の取り消し）

第 12 条 教育長は、次のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

（1）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（2）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

（3）第 10 条の規定による広告の内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。

（4）広告主又は広告の内容が、この要領等の規定に抵触していると教育長が判断したとき。

（5）広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させ

るような行為を行ったとき。

(6) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(7) その他、広告掲載が適切でないと教育長が判断したとき。

(広告主による広告掲載の一時的停止等)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を一時的に停止又は中止するときは、あらかじめ川崎市立図書館広告掲載（一時的停止・中止）・掲載内容等変更届出書（第5号様式）により教育長に申し出なければならない。

2 前項の規定に基づき広告の掲載を一時的に停止した場合は、掲載期間は延長しない。

(雑誌使用の中止)

第14条 教育長は、雑誌カバー広告が掲載されている雑誌（以下「掲載誌」という。）を市民の利用に供することが不適切と認めるときは、その使用を中止することができる。

(広告掲載料)

第15条 広告掲載料については、次のとおりとする。

(1) 中原図書館において発行する図書館レシートへの広告掲載 月額10,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(2) 川崎図書館、幸図書館、高津図書館、宮前図書館、多摩図書館又は麻生図書館において発行する図書館レシートへの広告掲載 月額7,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(3) 分館又は閲覧所において発行する図書館レシートへの広告掲載 月額2,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(4) 雑誌カバーへの広告掲載については、掲載を希望する図書館にお

いて1誌あたり月額1,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

2 広告主は、掲載の決定後、広告掲載料を一括して前納しなければならない。ただし、4月期に掲載する広告に係る広告掲載及び複数月の広告を一括して契約する場合は、この限りではない。

3 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、相互協議の上、納付済みの広告掲載料の返還若しくは他の雑誌カバーへの広告の振替を行うものとする。

(1) 前条の規定により掲載誌の使用を中止する場合

(2) 掲載誌が休刊若しくは廃刊となった場合

(3) 15日間以上の臨時休館が発生する場合

(4) 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなった場合

(5) その他広告掲載決定時に予定されていない事由により広告の掲載や利用者への供与ができなくなった場合

4 広告掲載料の返還に際しては、第13条に規定する広告掲載の一時的停止等の手続を要するものとし、返還する広告掲載料は、掲載決定期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載すること等ができなくなった場合の当該月については、日数による日割りとし、1円未満を切り捨てた広告掲載料を返還する。

5 第3項ただし書の規定により広告掲載料の返還が生じた場合においても、返還金に対する利息は付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の規格に係る細目その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(川崎市立図書館レシート表面広告取扱要領の廃止)

2 川崎市立図書館レシート表面広告取扱要領（平成26年7月2日制定）は、廃止する。

(川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載要領の廃止)

3 川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載要領（平成26年8月6日制定）は、廃止する。

川崎市立図書館レシート広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会教育長

氏 名

(法人等の場合は、名称及び代表者の氏名)

川崎市立図書館レシートへの広告掲載を次のとおりに申し込みます。

広 告 掲 載 希 望 者 等	住 所 ※法人等の場合は所在地		〒 -	
	ふ り が な 氏 名 ※法人等の場合は名称			
	ふ り が な 代表者役職名・氏名 ※個人の場合は不要			
	連絡先	ふりがな 担当者名	※個人の場合は不要	
		T E L		
		F A X		
		E メール		
業 種		※個人の場合は不要		
広告掲載希望館				
掲載希望期間		年 月 から 年 月 まで(か月)		
広 告 掲 載 料		¥		
		内 訳	¥	× か月
			¥	× か月
			¥	× か月
広 告 の 内 容		※広告原案を添付してください。		
申 出 事 項 ※該当する項目にチェック		☐ この申込書の広告の内容はレシート広告の内容と相違ありません。 ☐ 川崎市広告掲載要綱及び同基準並びに川崎市立図書館広告掲載要領等、関係法令を遵守します。 ☐ 市税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納はありません。 ☐ 川崎市暴力団排除条例第2条に規定する者ではありません。また、そのことを確認するため同条例第7条に則り、川崎市が本様式に記載された個人情報神奈川警察本部に照会することについて同意します。 ☐ 申請の内容に虚偽等があった場合、広告の掲載を取り消されることに不服を申し立てません。		

掲載希望期間と広告の内容が同じ場合、複数の掲載希望館を同時に申込みすることができます。

第1号様式-2(第6条関係)

川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会教育長

氏 名

(法人等の場合は、名称及び代表者の氏名)

川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載を次のとおりに申し込みます。

広 告 掲 載 希 望 者 等	住 所 ※法人等の場合は所在地		〒 -
	フリガナ 氏 名 ※法人等の場合は名称		
	フリガナ 代表者役職名・氏名 ※個人の場合は不要		
	連絡先	担当者名	※個人の場合は不要
		T E L	
		F A X	
		E メール	
業 種		※個人の場合は不要	
掲載館名(館毎に記入)			
広告掲載雑誌名(複数記入可)			
掲 載 期 間			年 月 1日から 年 3月 31日まで(か月)
広 告 の 内 容 (1種類)			
			※広告原案を添付してください。
申 出 事 項 ※該当する項目にチェック			☐ この申込書の広告の内容は雑誌カバー掲載広告の内容と相違ありません。 ☐ 川崎市広告掲載要綱及び同基準等、関係法令を遵守します。 ☐ 市税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納はありません。 ☐ 川崎市暴力団排除条例第2条に規定する者ではありません。また、そのことを確認するため同条例第7条に則り、川崎市が本様式に記載された個人情報に神奈川県警察本部に照会することについて同意します。 ☐ 申請の内容に虚偽等があった場合、広告の掲載を取り消されることに不服を申し立てません。

川教中図第 号
年 月 日

川崎市立図書館レシート広告掲載承認通知書

様

川崎市教育委員会教育長

年 月 日付けで申し込みのありました川崎市立図書館レシートへの
広告掲載について、次のとおり掲載することを承認します。

広告の内容			
広告掲載希望館	川崎市立 図書館		
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで (か月)		
広告掲載料	¥		
	内 訳	¥	× か月
		¥	× か月
		¥	× か月
広告料金納入期限	後日送付の納入通知書により金融機関にお支払ください。		
原稿提出期限	年 月 日		
提出先	川崎市立中原図書館		

担当部署
担当者名
電話番号

川教 図第 号
年 月 日

川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載承認通知書

様

川崎市教育委員会教育長

年 月 日付けで申し込みのありました川崎市立図書館雑誌カバーへの広告掲載について、次のとおり掲載する事を決定しましたので、川崎市立図書館広告掲載要領第7条第1項の規定により通知します。

広告の内容			
掲載館名			
広告掲載雑誌名			
掲載期間	年 月から 年3月まで(か月)		
広告掲載料	¥		
	内 訳	¥ × 誌× か月	
広告料金納入期限	年 月 日までに、納入通知書により金融機関にお支払いください。		
原稿提出期限	年 月 日		
提出先			

担当部署 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____

川教中図第 号
年 月 日

川崎市立図書館レシート広告掲載不承認通知書

様

川崎市教育委員会教育長

年 月 日付けで申し込みのありました川崎市立図書館レシートへの
広告掲載について、次のとおり不掲載とする事を決定しましたので、川崎市立図書館広
告掲載要領第7条第1項の規定により通知します。

広告の内容	
広告掲載希望館	
掲載期間	年 月から 年 月まで（ か月）
不掲載理由	川崎市立図書館広告掲載要領第 条による。

担当部署 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

川教 図第 号
年 月 日

川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載不承認通知書

様

川崎市教育委員会教育長

年 月 日付けで申し込みのありました川崎市立図書館雑誌カバーへの広告掲載について、次のとおり不掲載とする事を決定しましたので、川崎市立図書館広告掲載要領第7条第1項の規定により通知します。

広告の内容	
掲載館名	
広告掲載雑誌名	
掲載期間	年 月から 年 3月まで（ か月）
不掲載理由	川崎市立図書館広告掲載要領第 条による。

担当部署 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

収入
印紙

川崎市立図書館レシート広告掲載承諾書

年 月 日

（宛先） 川崎市教育委員会教育長

川崎市立図書館広告掲載要領に基づき、次の内容でレシート広告を掲載することを承諾します。

広 告 掲 載 者	所 在 地		〒 -
	ふ り が な 名 称		
	ふ り が な 代表者役職名・氏名		印
	ふ り が な 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
業 種			
広告の内容			
広告掲載館			
掲 載 期 間		年 月 から 年 月 まで(か月)	
広告掲載料		¥	
広告料金納入期限		年 月 日	
原稿提出期限		年 月 日	

※広告料が10,000円（消費税額及び地方消費税額を含みます。）以上の場合、200円の収入印紙（広告主負担）の貼付が必要です。

収入
印紙

川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載承諾書

年 月 日

（宛先） 川崎市教育委員会教育長

承諾者(申込者)
住所又は所在地

名称及び代表者氏名

印

年 月 日付けで通知のあった川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載決定に基づき広告を掲載するに当たり、下記の事項について承諾します。

記

1 掲載館名・掲載雑誌名等

掲 載 館 名	
掲載雑誌名	
掲 載 期 間	年 月から 年 3月まで（ か月）
掲 載 料	¥

2 次に掲げる規程その他の事項を遵守します。

- ア 川崎市広告掲載要綱
- イ 川崎市広告掲載基準
- ウ 川崎市立図書館広告掲載要領
- エ 川崎市広告掲載要綱及び川崎市立図書館広告掲載要領に基づき川崎市が別に定める事項

3 川崎市広告掲載要綱、川崎市立図書館広告掲載要領等に定めのない事項については、川崎市と広告主においてその都度別に協議します。

4 教育長が広告の掲載されている雑誌を使用することを不適切と認めるときは、その雑誌へのカバー広告が中止されることを承諾します。

※ 広告料が10,000円（消費税額及び地方消費税額を含みます。）以上の場合、200円の収入印紙(広告主負担)の貼付が必要です。

川崎市立図書館レシート広告掲載（一時的停止・中止）
・掲載内容等変更届出書

年 月 日

（宛先） 川崎市教育委員会教育長

申込者 住所又は所在地
名称及び代表者氏名

印

レシート広告の掲載を一時的に停止若しくは中止又は掲載内容等変更をしたいので、川崎市立図書館広告掲載要領に基づき届け出ます。

掲載館名	
広告の内容	
広告の 一時的停止又 は中止の時期	年 月 日（予定）
広告の 変更時期	年 月 日（予定）
変更の場合の 主な変更点	

（注）変更の場合は新たに掲示しようとする広告の図案及び原稿等を添付してください。

図書館記入欄

処理状況等を記入	担当者

川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載（一時的停止・中止）
・掲載内容等変更届出書

年 月 日

（宛先） 川崎市教育委員会教育長

申込者 住所又は所在地
名称及び代表者氏名

印

雑誌広告の掲載を一時的に停止若しくは中止又は掲載内容等変更をしたいので、川崎市立図書館広告掲載要領に基づき届け出ます。

掲載館名	
広告掲載 雑誌名	
広告の 一時的停止又 は中止の時期	年 月 日（予定）
広告の 変更時期	年 月 日（予定）
変更の場合の 主な変更点	

（注）変更の場合は新たに掲示しようとする広告の図案及び原稿等を添付してください。

図書館記入欄

処理状況等を記入	担当者